

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（介護予防訪問介護サービス）契約書別紙兼重要事項説明書①

<令和 年 月 日現在>

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 清澄会
所在地	〒339-0065 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
代表者	理事長 清水 澄夫
設立年月日	平成9年11月17日
電話番号	048-758-0034

2 事業所の概要

事業所の名称	ホームヘルプセンター白鶴ホーム
サービスの種類	介護予防訪問介護サービス
事業所の所在地	〒339-0065 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0034
指定年月日	平成27年4月1日指定
事業所番号	1170700148
管理者氏名	管理者 関根 健一
事業の実施地域	岩槻区

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

利 用 日	時 間 帯	内 容
サービス内容		第1号訪問事業（介護予防訪問介護サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5 営業日時

営 業 日	月曜日～土曜日（祝日も可） （ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
営 業 時 間	午前8：30～午後6：00
サービス提供時間	午前7：00～午後7：00

6 事業所の職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	計	業務内容	勤務体制
管 理 者	名	名	名	サービス管理全般	8:30～18:00
サービス提供責任者	名	名	名	連絡調整・日常介護業務	8:30～18:00
訪 問 介 護 員	名	名	名	日常介護業務	直行直帰

7 サービス提供の責任者

サービス提供責任者は、下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者	長峯 則子 ・ 都築 芳子
-----------	---------------

8 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護予防訪問介護サービスの利用料・・・基本部分及び加算の合計の額となります。

【基本部分】

	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ 週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・2)	12,994円	1,300円/月	2,599円/月	3,899円/月
訪問型サービスⅡ 週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・2)	25,956円	2,596円/月	5,192円/月	7,787円/月
訪問型サービスⅢ 週2回を超える程度の利用 (事業対象者・要支援2)	41,183円	4,119円/月	8,237円/月	12,355円/月

【加算部分】

	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	221円/月	442円/月	663円/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	111円/月	221円/月	332円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	221円/月	442円/月	663円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	※ 説明参照		

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(22.4%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価(11.05円)となります。

利用者負担額(1割)は、【上記額－(上記額×0.9)】(1円未満切り捨て)となります。

利用者負担額（2割）は、【上記額－（上記額×0.8）】（1円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（3割）は、【上記額－（上記額×0.7）】（1円未満切り捨て）となります。

※ 利用者負担額は、介護保険請求の端数処理の都合により、上記計算額と異なる場合があります。

※ 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話の費用は利用者のご負担となります。

（2）その他の費用

その他	日常生活上の便宜に係る費用	実費
通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用		
① 通常の事業の実施地域から、片道2キロ以上5キロ未満250円		
② 通常の事業の実施地域から、片道5キロ以上10キロ未満500円		
③ 通常の事業の実施地域から、片道10キロ以上は1キロにつき100円加算		
④ 駐車場料金は、実費を徴収いたします。		

（3）支払い方法

上記（1）（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

郵便口座自動引き落とし	当月の料金の請求書を翌月15日までに送付しますので、20日までに郵便口座自動引き落としの方法でお支払いください。
-------------	--

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先①	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯電話	
	続柄			
緊急連絡先②	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯電話	
	続柄			
主治医	病院名			
	医師名			
	住所			
	電話番号			

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 長峯 則子
-------------	-----------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をします。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.2 苦情受付及び個人情報相談窓口

1	社会福祉法人 清澄会
	受付担当者 事務長 清水 澄夫 サービス提供責任者 長峯 則子
	解決責任者 施設長 関根 健一 副施設長 清水 文子
	第三者委員 評議員 加藤 史子 評議員 宇佐美 サチ子 (白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置)
	電話 048-758-0034 受付時間 8:30~18:00
2	さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 電話：048-790-0169
3	さいたま市役所 介護保険課 電話：048-829-1264
4	埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

1.3 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1.4 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

非常時の対応	非常時の場合は、関係機関等に通報するとともに、利用者の安全確保を最優先に対応します。			
消防訓練	年2回以上消防訓練を実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	16箇所	非常放送設備	あり
	移動粉末消火設備	1箇所	避難用すべり台	1基
	スプリンクラー設備	あり	誘導灯	20箇所
	自動火災報知設備	あり	漏電火災警報器	あり
	火災通報装置	あり	自家発電設備	あり
消防計画等	消防署への届出日：平成11年4月8日 防火管理者：事務長 清水 澄夫			

15 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- (2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努めます。
- (5) 正当な理由なく、介護予防訪問介護サービスの提供を拒まないものとします。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な介護予防訪問介護サービスを提供することが困難であると認めた場合には、介護予防支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとします。
- (6) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (7) 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。
- (8) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

16 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

介護予防訪問介護サービスご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会
ホームヘルプセンター白鶴ホーム

説 明 者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩